

一般社団法人日本ヘリコバクター学会 学術賞選考内規

(総則)

一般社団法人日本ヘリコバクター学会細則第15条に基づき、会員のヘリコバクター研究領域（基礎系および臨床系）における優れた研究業績を顕彰し、本領域の研究を奨励するため学会賞を設ける。

(表彰の種類)

第1条 本賞を日本ヘリコバクター学会学術賞（以下学術賞と表記）と定める。

(選考対象)

第2条 学術賞の選考対象は次の通りとする。

- (1) 会員のヘリコバクターに関する基礎的または臨床的研究を対象として、各々原則として1名ずつを顕彰する。
- (2) 受賞研究は原則として個人研究とする。
- (3) 該当する会員がない場合は、その年度の受賞決定を見送ることができる。

(選考審査)

第3条 学術賞の審査は、学会賞選考委員会において選考し、委員長は各委員の判定および最終判定結果を全選考委員に通知し、承認を得た後、これら選考過程および結果を理事会で報告し承認を得る。

(選考方法)

第4条 学術賞の選考方法は以下の通りとする。

- (1) 学術賞の公募を毎年1回、学会誌ならびに学会ホームページ上で行う。
- (2) 応募者は以下の書類を各10部(コピー可)、理事長宛に提出する。また基礎的研究であるか臨床的研究であるかを明示する。
 1. 履歴書(連絡先を含む)。
 2. 応募研究の「研究課題および研究概要」(A4判2枚以内)。
 3. 発表論文別刷10部(1編以上5編まで)、主要論文の要旨(A4判2枚以内)、論文リストを提出する。
尚、申請者は当該論文の **first author, corresponding author, last author** のいずれかでなくてはならない。
- (3) 選考は学会賞選考委員会を開催するのが望ましいが、書類を各選考委員に送付し、採点・集計する方法も可とする。集計後、委員長は各委員の判定および最終判定結果を全委員に通知し、承認を得た後、選考結果を理事会にて報告し承認を得る。次いで委員長は受賞者に連絡する。最終的には委員長はこれら選考過程を理事会で報告し承認を得る。
- (4) 委員長は受賞者に連絡するとともに、受賞者の発表を学会誌および学会のホームページにて行う。最終的には委員長はこれら選考過程を理事会で報告し承認を得る。
- (5) 応募者が選考委員自身あるいは選考委員と所属を同一とする等の関係にある場合は、当該委員はその賞の選考には参加しない。

(委員会)

第5条 各賞選考のため、学会賞選考委員会をおく。

- (1) 委員は委員長を含め10名以内とする。
- (2) 委員長、副委員長及び委員の任期は、定款第33条に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。任期終了した委員は、その後2年間は委員になれない。但し、委員長、副委員長の再任は妨げない。委員長は理事長の指名により決定される。委員長は副委員長および委員を推薦して、理事会の承認を受ける。委員長は学会賞選考委員会を開催し、2年毎に理事・代議員の中から新規委員3名を選出し、理事会の承認を得る。

(表彰等)

第6条 受賞者には賞状ならびに副賞(20万円)を授与する。受賞者は学術集会において受賞講演を行う。また、受賞内容を日本ヘリコバクター学会雑誌に掲載する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この内規は、平成28年9月9日から施行する。
2. この内規は、平成28年12月8日に一部改正する。
3. この内規は、平成31年3月20日に一部改正する。